

## 1. 政策名

テロ資金対策の取組みへの積極的な参加

## 2. 政策の目標

(目標)

テロ撲滅に向けて、政府一体としてテロ資金対策に取り組むため政府に設置された「テロ資金情報・対策作業部会」における、情報交換の在り方や法整備に関する検討に、積極的に参画する。

(業績指標)

同作業部会における、テロ資金対策の具体策策定に向けた検討への参画状況  
同作業部会において策定されたテロ資金対策の実施への貢献状況

(説明)

テロ行為は、国際社会において、平和と安全に対する脅威であり、いかなる動機、形態であろうとも正当化することができないと認識されており、また、テロ行為はテロリストが手に入れた資金に支えられていることから、テロ資金対策は国際社会にとって重大な課題となっています。

そして、平成 13 年 9 月 11 日の米国における同時多発テロ後、わが国も、テロ撲滅に向けて、国際社会と協力して政府一体としてテロ資金対策に取り組むために、テロ資金情報・対策作業部会を設置し、特にテロ資金に関する情報交換及びテロ資金対策を進展させるに当たっての立法面での検討のため、随時、本作業部会を開催し、鋭意検討を進めることとなり、金融庁としても積極的に参画することとしました。

## 3. 現状分析及び外部要因

G7 財務大臣・中央銀行総裁会議は、平成 13 年 10 月 6 日に、「テロ資金供与に対し闘うための G7 行動計画」を発表し、それを受け、FATF (金融活動作業部会) の特別会合が開催され、FATF は、同月 31 日、テロ資金供与に関する特別勧告を発出しており、国際的にテロ資金対策の強化が求められています。

この特別勧告では、テロ資金供与防止条約の批准、テロ資金供与防止に関する国連決議の履行、テロ資金供与の犯罪化、テロリストの資産凍結、テロリズムに関係する疑わしい取引の当局への届出、テロ資金供与に関する調査等における国際協力等が求められ

ています。

## **4 . 事務運営についての報告及び評価**

### ( 1 ) 事務運営についての報告

金融庁は、テロ資金情報・対策作業部会に参加して積極的に提言を行い、テロ資金対策の強化に努めました。金融庁の具体的な参画、貢献状況は以下のとおりです。

#### テロ資金対策立法

同作業部会ではテロ資金供与防止条約・国連安保理決議履行に伴う国内法上の対応措置について検討が行われ、関係省庁が必要な法整備に向けた作業を行うこととされました。金融庁は、金融機関等による顧客等の本人確認及び本人確認記録・取引記録の保存についての立法に向けた作業を行う(「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」(平成 14 年 4 月 26 日公布))とともに、テロ資金の疑いのある取引についても「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」で定められている疑わしい取引の届出の対象とすることについての法制度整備に関する議論に積極的に参画しました(平成 14 年 6 月に、法務省提出の「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」が成立し、同法の施行(同年 7 月 2 日)に伴い、組織的犯罪処罰法が一部改正され、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても疑わしい取引の届出対象となりました。)

#### テロ資金情報等の交換

同作業部会ではテロ資金情報やタリバーン関係者等に関する情報の国内関係機関間での情報交換及び外国当局との間の情報交換について検討が行われ、金融庁は、主要国の FIU (マネー・ローンダリング情報の受理・分析及び提供を行う政府機関)との間における情報交換の円滑化に向けての提言を行いました。さらに、金融庁は、外国 FIU との情報交換取決めの締結に向けて、関係省庁や外国 FIU と協議を行いました。

#### テロリスト等の資産凍結

テロ資金対策立法の一環としての外国為替及び外国貿易法の一部改正に基づき、資産凍結措置の対象となるテロリスト等を特定するため「テロリスト等に対する資産凍結等に係る関係省庁連絡会議」が設置され、金融庁は、その構成員となり、資産凍結措置の対象となるテロリスト等の特定作業に協力しました。

## (2) 評価

主な施策であるテロ資金対策に関する法整備について、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が制定・公布され、また、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の一部改正の議論にも積極的に参画しました。

「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」、同法施行令及び施行規則は平成15年1月6日から施行されますが、同法制度が施行されることによって金融機関等により顧客情報や取引情報が確保され、捜査機関等に対してこれらの情報が利用可能となることは、捜査機関等による資金トレースに資し、テロ行為などの犯罪の抑止、検挙に役立つことが期待されます。また、金融機関等によるこれらの情報の確保が犯罪抑止・検挙に役立つことは、犯罪を行おうとする者に対し、当該金融機関等を犯罪に利用することを予め困難にすることを意味することから、当該金融機関等が犯罪に利用されるリスクを減じることも期待できます。

このように、当該政策の主たる施策であり、13事務年度の目標であるテロ資金対策に関する法整備が行われたところであり、施行後、一定の効果が得られるものと考えます。

## 5. 今後の課題

テロ資金供与防止条約の受諾等の国際協力の観点から緊急に要請される課題については、所要の国内法制の整備を行ったところであり、今後は、関係法令が適正に運用されるよう注視していきたいと考えています。また、外国 FIU との情報交換については、マネー・ローンダリングに関する情報交換の枠組みとあわせて継続して進めてまいります。

## 6. 端的な結論

前述4.(2)のとおり当該政策の主たる施策であるテロ資金対策に関する法整備については達成されました。今後はその履行状態等を注視し、適正な指導・監督等を行ってまいります。

## 7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## **8 . 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、「テロ資金情報・対策作業部会」におけるテロ資金対策の具体策策定に向けた参画状況、策定されたテロ資金対策の実施への貢献状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・法令の整備状況
- ・作業部会への参画状況

## **9 . 担当部局**

総務企画局総務課特定金融情報室、国際課、企画課